

滋賀県議会議員

村上げんよう



県政レポート Vol.4 [第4号] 令和2年8月 発行

村上げんよう事務所 〒528-0005 滋賀県甲賀市水口町水口5595番地1 ボナールビル4階 Tel:0748-70-3833 Fax:0748-70-3653

ごあいさつ

皆様、こんにちは。「げん気で、よう働く」村上げんようです。いつも応援ありがとうございます。

皆様方に残暑お見舞い申し上げます。立秋を過ぎ暦の上では秋となっておりますが、まだまだ厳しい暑さが続いております。

さて、昨年12月に中国の武漢から始まったコロナ感染は、世界中いまだ勢いが止まず、日本では第2波が押し寄せて、ますます拡大しています。しかし重症患者や死亡者数が多くないのがまだ救いです。

我々人類は過去に何度も感染症のパンデミック（世界的大流行）に見舞われてきました。天然痘は紀元前からあったようで、日本でも6世紀から周期的に流行しましたが、1980年にWHOが根絶宣言を出しました。ペストは14世紀に大流行し世界人口の22%が亡くなりましたが、今では薬で治ります。スペイン風邪は100年前に世界人口の3割以上が感染し、数千万人が死亡しましたが、今では抗ウイルス薬で治ります。

これらのように今回のコロナ禍もこれまでと同じように、必ず乗り越えることができるかと確信しています。

わが国では昔から疫病や天災が起こると、神社や寺でご加持やご祈祷が行われたり、年号を変えたりして、気持ちまで負けないようにしてまいりました。夏に日本各地で行われる祇園祭も実は疫病退散を祈念したお祭りです。しっかりとした気持ちで希望をもっていきましょう。

またとても大切なことは、コロナ感染者に対しての差別や偏見をしないことです。目に見えないものに対する恐怖から来ているものと思いますが、誰でもいつ感染するかもしれません。明日は我が身です。誹謗中傷は絶対にやめましょう。

皆様方のご健勝とご多幸、一日も早いコロナの終息をご祈念しつつ、この県政レポートを発行させていただきます。

滋賀県議会議員

村上げんよう



活動報告 ～魅力ある地域づくり“心”と“身体”の『健康』を目指す～



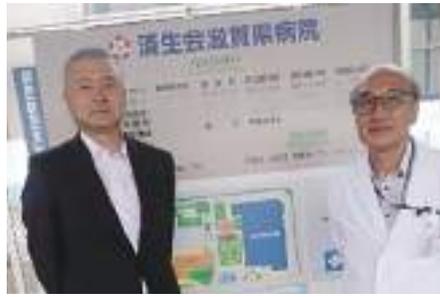
国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 対策特別委員会



国スポ・障スポ委員会 レスリング会場(県内)を視察



国スポ・障スポ委員会 カヌー会場(県内)を視察



コロナ診療視察のため済生会滋賀病院を訪問



甲賀病院でPCR検査センター当番として出勤



厚生・産業常任委員会



滋賀県議会6月定例会議



かんぴょう作りを視察・体験



甲賀市グランドゴルフ大会



地域の要望のため県職員と現地視察

村上げんようの日々の政治活動はFacebookに掲載しておりますので、是非ご覧ください。

一般質問 6月定例会議(令和2年7月3日)

～魅力ある地域づくり“心”と“身体”の『健康』を目指す～

第1問 新型コロナウイルス感染の第2波に備えて

第1波の時は熱があっても37.5度以上4日以上でないと検査を受けることができず、たいへん多くの患者さんが不安で困られました。その時は検査機器や試薬も十分量がない中、本当に必要な人に限られていたという制限では仕方なかった判断で正しい判断であったと思っています。

しかし患者さんは体調が悪くなると心配になり検査を受けたいものです。その教訓から県民の安心安全のため今後の患者数の増加に対応できるように、検査体制を充実しようと、滋賀県も帰国者・接触者外来での行政検査、感染対策を行える病院での保険適応による検査、また帰国者・接触者相談センターを介さずに患者さんが受診できるPCR検査センターでの検査といった体制が充実しつつあります。



村上げんよう事務所

〒528-0005
滋賀県甲賀市水口町水口5595番地1 ボナールビル4階
TEL : 0748-70-3833 FAX : 0748-70-3653

E-mail : genyo@ac-koka.jp
村上げんようホームページ : <https://murakamigenyo.net/>
村上げんようFacebook : facebook.com/murakamigenyo/



ホームページ

何かご意見
ご要望等あれば
ご連絡ください



(I) PCR検査センターについて

帰国者・接触者外来の負担軽減、診療所の医師が必要と判断した方が速やかにPCR検査を受けられるようにするため設置されるというものです。

Q PCR検査センター設置について、県は医師会等に積極的に働きかけるべきではないか、考えを伺う。

A 知事：PCR検査センターにつきましては、県内を4ブロックに分け、各ブロックに1か所以上設置することを目標とし、設置を進めてきたところでございます。現在、すべてのブロックに設置され、6か所で運用されているところです。

センターの設置にあたりましては、各地域の実情に応じ、実際に運営いただく医療機関や医師会ならびに登録医師の皆様と連携し、それぞれとの合意を図りながら進めてきたところでございます。

引き続き、関係の皆様との連携を図り、県民の皆さんが必要に応じて検査を受けていただけるよう、検査体制の整備を進めてまいりたいと存じます。

Q PCR検査センターについて、その地域の医師会からの紹介でないと検査できないという説明もあればよかった。(再質問)

A 知事：どの地域にお住まいであっても、このPCR検査センターの検査が受けられるような体制を整えてまいります。

そのためには、当然、医療機関ですとか、やはり医師会の先生方の御出動、御協力、これはもう不可欠でございますので、ぜひその点をしっかりと協議をして整えられるように、県当局としても汗をかいていきたいと思っておりますし、また、議員にも側面から様々なお力添えをいただければありがたいな、という風に思っております。

Q 県内どの地域の住民も公平に検査を受けられるようにすべきではないか。

A 知事：医療機関や医師会の皆様との連携も含めて、準備の整ったところから順次設置を進めておりますが、今後、どの地域にお住まいでもPCR検査センターの検査が受けられるような体制を整えてまいりたいと存じます。



Q 採取に危険な咽頭でなく、唾液ならわざわざPCR検査センターに行かなくても、どこの医院でも採取可能となる。唾液による検査を積極的に活用してはどうか。

A 知事：発症から9日目以内の有症状者に対し、PCR検査および抗原定量検査が可能となっているところでございます。

唾液に関しましては、患者による自己採取が可能であり、医師の感染リスクも低いと、多くの医療機関での実施が期待されるところでございます。県といたしましても唾液での検査が認められたことを踏まえ、今後の検査体制の検討を行ってまいりたいと存じます。

※甲賀市・湖南市では、甲賀病院、保健所、医師会の協力により、8月5日からPCR検査センターが設置されました。唾液検査が主となっています。

(II) 医療体制について

医療体制の整備と、各種資材の確保がこの時期取り組むべき課題となっております。

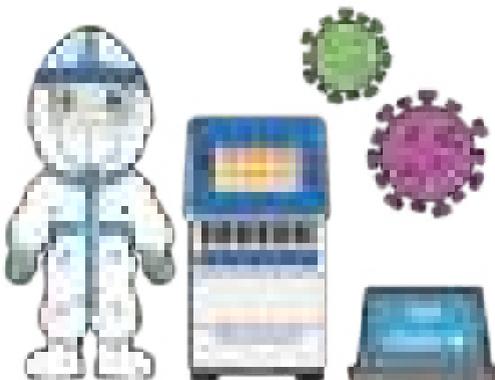
まず入院体制として病床数最大450床ホテル250室を確保していただいているので今のところ安心と思われれます。

医療現場では、どこも初めのところはマスク手袋ガウンなど感染防止用品と消毒液が不足していました。本来1日2-3回変えるマスクを数日間使用したり、使い捨てのガウンを滅菌して再利用したり、ポリ袋でガウンの代用のした、など苦労話をお聞きしました。感染患者さんと接する医療スタッフにとって、十分な感染防止用品等なしでの医療行為は、大変危険で個人だけでなく、院内感染の重大な問題も発生する危険があります。

Q 防護具をはじめ必要な資材が確保できるよう、十分な調達と備蓄を行っておくべきではないか。

A 知事：医療機関については、国において、Webシステムを通じて、医療資材の不足状況等を把握し、配布が行われる仕組みができあがっているところでございまして、この仕組みを活用し、必要な医療資材の配布が行われているところでございます。

第2波に備えては、医療機関における備蓄に加え、資材不足の申し入れに対し、迅速に支援できるよう、県としても一定備蓄を行っておきたいと思っております。



Q 感染防止用品等の備蓄量は現在、実際どれくらいあって、何人分の備蓄があるのか伺う。(再質問)

A 知事：答弁を健康医療福祉部長に委任をさせていただきます。

健康医療福祉部長：備蓄の目標としては、第2波の想定を踏まえまして、概ね2か月分くらい病院で使われる量を県で備蓄できればということを考えているところです。

その場合、物資としては、国の方から一定量のものが県に配布がありますので、そういうものを使いながら備蓄をしたいと思っております。

備蓄するものによって当然数量が変わってまいります。例えばサージカルマスクですと80万枚程度、あるいはガウンですと12万枚と過去の量を参考にしながら量を定めておりますが、まだ目標に対しては大きく足りていない状況でございますので、今後第2波に向けてきちんと備蓄を進めていきたいと考えております。

Q 医療従事者の皆さんはこの間、新型コロナウイルス感染症対応の最前線で頑張っていた。かつて経験のない状況の中、場合によっては身の危険をも顧みず、対応していただいているその努力なくして、今日はないといえる。医療従事者の頑張りに対して励ましを伝え、その労をねぎらうとともに、次なる波への備えの一環としてはどうか。

A 知事：厳しい医療現場の最前線で、新型コロナウイルス感染症に対して、県民の命や健康を守るために高い使命感を持って奮闘いただいている医療従事者の皆さんに深く感謝申し上げたいと存じます。

医療従事者の皆さんを応援するため、「滋賀県がんばる医療応援寄附」の募集を始め、6月末日現在の数字でございますが、8,794万円もの寄附をいただいたところでございまして、医療従事者の皆さんの勤務環境の改善支援事業に活用させていただいておりますし、また今後もさせていただく予定でございます。

さらに、医療従事者の皆さんの労をねぎらうため、国の二次補正予算を活用し、一人当たり5万円から最大20万円の慰労金を交付する事業を今回の補正予算案に計上させていただいております。

今後も医療従事者の皆さんをしっかりと支えてまいりたいと思っております。

(III) 学校での感染対策について

新型コロナウイルス対策で臨時休業していた県内の学校が6月1日から再開し、2か月遅れの新学期が始まりました。県内でも感染予防対策としてフェイスシールドを導入した市町があり、新聞に載りました。生徒がフェイスシールドをつけて教室で授業を受けるという違和感のある光景にSNSなどで話題になりました。

Q フェイスシールドの機能をどのように理解し、具体的にどのような場面でフェイスシールドを使用し、取扱上どのような注意を考えているのか。県のガイドラインは県立学校や市町教育委員会を指導する責任の重いもので、しっかり医師や専門家に相談されて出していきたいと思います。

A 教育長：フェイスシールドは、本来、医療現場で使用するもので、顔全体を飛沫から守る機能があり、また原則として一回使い切りのものであると理解をいたしております。

具体的には、養護教諭が発熱等の体調不良となった児童生徒に対応する場合ですとか、特別支援学校で食事の介助する際などに、マスクとともにフェイスシールドを着用し、口や鼻、目を覆うようにしているところでございます。また、一部英語科の教員が指導で、口唇の動きを見せるためにマスクの代わりに使用している場合もあると聞いています。

ガイドラインの改正とともに通知を致しました取扱の留意事項では、教員がフェイスシールドを使用する場合は、その機能を十分理解したうえで、換気等の基本的な感染症対策を行い、特に夏場は熱中症防止に留意するよう周知をさせていただいております。

今後、新型コロナウイルスの第2波に備えまして、教育委員会として引き続き学校におけます感染症対策、また子どもたちの安全安心にしっかりと取り組んでいく所存でございます。



第2問 森林・林業の現状と担い手対策について

我が国は、国土の3分の2を森林が占める世界有数の森林大国です。

これらの森林は、環境を保全する公益性と木材を生産する経済性との二面性を持っており、ともに大きな使命を担っているものと考えています。森林の環境保全では、地球温暖化防止機能、土砂災害を防ぐ国土保全機能、洪水を防ぎ美味しい水を提供する水源涵養機能、など大切な公益的機能を発揮しています。

また、林業という経済的な面に目を向けると、昭和20-30年代には、戦後の復旧・復興のため木材需要が急増し、木材価格も高騰を続けていました。増加し続ける木材需要に対応するために政府は「拡大造林政策」を推進し、スギやヒノキなどの人工林を造成してきました。その森林が今、利用が可能な森林へと成長してきました。

このように森林整備が行われてきた反面、ここ40年の間に、木材価格は低迷をたどってきました。40年以上かけて育てたスギ1本の値段は現在では約1,000円弱で大根数本分です。ちなみに昭和55年では約8,000円で今の約8倍でした。

木材の自給率は20年ほど前では2割でしたが、最近では3割に上昇してきてはいますものの、逆に考えると、未だに7割は外国からの輸入に頼っているのが現状です。

これではとても林業を引き継ぐことができず、後継者は相続を放棄する例もみられています。林業への関心は大きく低下し、自分の所有する山の境界や状態もわからないケースすらあります。

一方、本県においては、森林面積は約20万ヘクタールで、県土の約半分を森林が占めています。日本一の琵琶湖の3倍の面積に匹敵するものです。その森林において民有林が約9割を占め、人工林はその約4割を占めています。さらに、その人工林の面積のうち約6割が10齢級以上で利用可能な森林です。

また、森林所有者の状況を見てみると、5ヘクタール未満の小規模林家が約8割で、非常に零細です。

Q 本県における森林資源、木材生産および価格についての現状および取り組みについて伺う。

A 琵琶湖環境部長：本県の森林資源、木材生産および木材価格の現状および取り組みについてであります。本県の民有林における人工林のうち、木材として利用可能となる50年生以上の森林の蓄積は1,600万立方メートルでありまして、全体の約7割を占めており、この充実した森林資源を背景として、平成28年度に「しがの林業成長産業化アクションプラン」を策定し、山を活かし、地域を元気にするために、林業・木材産業の活性化に取り組んでまいりました。

この取組により、県産材生産の主力である森林組合系統における素材生産量は、平成27年度には約4万立方メートル余りでありましたものが、昨年度は7万立方メートル弱と、およそ1.7倍になりました。

木材価格は、全国と同様に、ほぼ横ばいで推移しており、滋賀県森林組合連合会が運営する木材流通センターは、素材生産量を取りまとめた近隣府県の大規模需要者と価格交渉を行うなど、有利な販売に努めており、本県は、こうした県産材の流通量を増加させる取組に対して支援を行っております。

また、森林組合等が実施する伐採や木材運搬にかかるコスト削減のために、森林作業道等の路網整備や高性能林業機械の導入を支援しているところでございます。



Q 今後の森林再生がどのようになされるかを伺う。

A 琵琶湖環境部長：放置森林の問題に対して、県では、これまで奥地の手入れ不足森林について針葉樹と広葉樹が入り混じった森林づくりを図るなど、その環境改善に取り組んできたところでございます。

また、平成31年度に森林経営管理法が施行され

たことに伴い、放置森林に対する市町の役割について期待が高まっており、県としてもそのベースとなる境界明確化の推進や、市町職員の育成を行うなど、支援を行っているところでございます。

現在、県では琵琶湖森林づくり基本計画の改定を進めておりますが、公共建築物や未利用材の活用など、より一層、県産材需要を拡大させるとともに、主伐・再造林の取り組みから「森林の若返り」が図られるよう検討を進めております。

特に、これまでから進めてきた利用間伐を主とした森林整備と併せて、伐採と植林を同時並行して行う伐造一貫作業システムの導入や、植え付けの作業効率が良いコンテナ苗の活用といったコスト削減の取り組みを図りながら、引き続き森林資源の循環利用を推進していく所存でございます。



Q 今後本県では、収穫の時期を迎えます。木材生産量の増加が見込まれるとともに、伐採後の森林再生への取組も進めていかねばならないが、担い手対策についてどう考えるのか、現状と対策について伺う。

A 琵琶湖環境部長：森林整備や木材産業に関わる作業を担う林業従事者は、令和元年度末で256名となっております。一方、本県の木材生産は、今後ますます事業量の増加が見込まれ、安全かつ効率的にその作業を担う人材育成をめざして、令和元年度から「滋賀もりづくりアカデミー」を開講したところでございます。

令和元年度は、既就業者と市町職員を対象として育成に取り組んだことから始め、今年度からは、これから新たに林業に就業しようとする方を対象とした「新規就業者コース」を7月1日に開講したところでございます。

現在、「滋賀もりづくりアカデミー」では、木材生産技術に関する研修を中心に進めているところでありますが、さらに再造林を進めるための植栽技術の習得などについても並行して進める必要があると考えております。

今後は、林業労働力確保支援センターなど、人材育成に取り組む関係機関と連携を図り、林業技術全般に関する指導に取り組みますとともに、新たな意欲をもって農山村に飛び込み、「やま」全体を元気づけてくれる人材を排出できるよう努力して参りたいと存じます。

Q 林家の後継者が林業経営に取り組む環境が、農山村の過疎化や高齢化により厳しくなる中で、森林を守る森林組合の役割はますます重要となりつつある。県は、今後、どのような方針で指導しようとしているのか。

A 琵琶湖環境部長：県内では8つの森林組合が中心となり、利用期を迎えた森林で木材を生産するなど、地域の特性に応じた森林整備が進められております。

しかしながら、本県でも農山村の過疎化や高齢化の進展により森林所有者の意欲が大きく低下してきております。このため、森林所有者から森林の管理や施業を受託し、地域の森林整備を取りまとめた森林組合の役割は、今後、ますます重要となります。

このような状況の中、森林組合は、収益を確保できる効率的な木材生産、地域のニーズに応えられる経営基盤の強化、森林所有者の信頼に応えられるコンプライアンス意識を持った人材の育成などの課題を抱えております。

そのため、県では、平成30年3月に改正しました「滋賀県森林組合指導方針」の4つの基本方針、①1県1組合への合併の推進、②森林組合の自律的経営、③森林組合の不公正事案の発生防止、④森林組合と滋賀県の関係強化、に基づき、森林組合の指導・支援を強化しているところでございます。

特に、林業の成長産業化を実現するための1つの方策として、8つの森林組合が県下一組合を目指すことで経営改善を進め、経営基盤を強化することができるよう強力に支援してまいりたいと存じます。

Q 非常に大切な森林・林業が再生できるか、できないかは、森林組合の役割が非常に大きいと考えるが、県として指導していく意気込みについて伺う。(再質問)

A 琵琶湖環境部長：経営基盤の強化に向けて様々な観点から指導、支援を強化しているところでございます。その1つの方策として、8つの森林組合が県下一組合を目指すことで経営改善を進め、経営基盤を強化できるよう強力に支援してまいりたいと存じます。

6月定例会議 代表質問から

質問者 海東 英和 議員

Q 国の緊急包括支援交付金を活用して、どのように医療機関を支援するのか

A 本県においても、院内感染等を恐れた受診控えによる患者減、長期処方や電話等による再診が増えている状況をお聞きしており、地域医療を支える診療所の経営が非常に厳しくなっているものと認識しています。

このため、患者が安心して受診できるよう、国の緊急包括支援交付金を活用し、院内での感染拡大を防ぐための取組を行うすべての医科診療所、歯科診療所に対して、感染拡大防止対策や一定の診療体制を確保するために必要な経費を今回の補正予算に計上しており、あわせて、国に対しては地域医療を担う医療機関に対するさらなる財政支援について早急に検討いただくよう強く要望してまいります。



Q コロナ危機に対峙する中小企業への支援方針、とりわけ県の金融政策について

A これからは、社会経済活動の再開と感染防止との両立が必要であり、3密を防止するといった新たな生活・産業様式の確立を支援するための業種を問わない幅広い補助制度のほか、各業態ごとの状況を踏まえたきめ細かい支援が必要であり、本議会で必要な予算を提案させていただいたところです。

資金繰り支援については、4月からセーフティネット資金の保証料をゼロとし、非常に多くの借入申込がされている状況の中、1日でも早く資金が渡るように、県からも取扱金融機関等に重ねて協力を要請し、各機関においても期間短縮に最大限取り組んでいただいているものと認識しております。

現在、リーマンショック後1年間の県制度融資利用額約300億円をはるかに上回る約1,000億円の貸付枠を設定しておりますが、これまでの借入申込状況を踏まえ、貸付枠を2,300億円にまで引き上げ、中小企業者の資金繰りに万全を期したいと考えています。

Q 今年度の観光産業への対応方針について

A 新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度に予定していたインバウンドの誘客や、びわ湖大花火大会の開催などを断念せざるを得ないところですが、万全の感染予防対策の実施を前提に、まずは県内の方、次に県外の方へと、感染の状況等に応じてターゲットを広げていきたいと考えています。

既存事業についても、戦国キャンペーンの延長やびわ湖大花火大会に代わる花火の打ち上げイベントを企画するなど柔軟に対応し、インバウンドについても、滋賀の良さを知っていただくことで、将来、お越しいただけるよう海外向けPRの準備を進めます。

今回のコロナ禍を危機で終わらせることなく、開放空間で楽しむアクティビティ、静ひつな空間を感じられる歴史的建造物や街並み、近江牛・近江の茶・近江の地酒など、本県の観光資源を集めて評価するとともに、ゆっくり滋賀に滞在していただきながら、暮らしの中にある営みを共有したり、人と人との交流を大事にするなど、新たな側面から観光を見つめ直す契機とし、「安全安心で滋賀らしい観光」施策の展開を通じ、観光需要の回復を目指したいと思っています。

Q 来春の入学選抜に柔軟な対応を求める声があるが、教育長の見解は

A 県立高等学校入学者選抜の実施にあたり、スポーツ・文化芸術推薦選抜の推薦要件については、スポーツ・文化関係の行事、大会等が中止、延期、規模縮小となっている実態を考慮し、全国大会出場等の要件の見直しが必要と考えています。

また、特色選抜、一般選抜におきましては、全ての志願者が公平に扱われるように、出題範囲等について配慮することが必要と考えています。

以上のことを踏まえ、7月末を目途に入学者選抜要項および出題範囲等の配慮事項に関する考え方を示す予定です。

新型コロナウイルス感染症対策

一般会計補正予算502億7,433万円を可決

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の充実・強化 267億5,680万円

- PCR検査体制の強化(検査設備導入に係る医療機関等への支援)2億4,394万円
- 抗原検査の実施(早急な検査結果の判定が可能な抗原検査体制の整備)1億3,602万円
- 感染症医療体制の確保(140床の病院ベッドを確保など)114億8,271万円
- 医療機関等の職員へ慰労金を給付65億8,930万円
(医療、介護関係者など約8万6千人へ給付)
- 感染拡大を防ぐ医療機関・薬局等への補助24億9,775万円
(院内での動線の確保などに対する補助)



PCR検査、抗原検査の充実、強化と医療機器の整備
140床のベッドの確保、医療スタッフへの慰労金

(2) 経済・雇用対策

174億8,899万円

- マイナポイントへの乗せ(県内消費拡大へ、キャッシュレス決済の推進)1億円
- 学校給食への県産食材の提供1億7,656万円
(近江牛・近江しゃも・湖魚等を学校給食へ提供) (緊急雇用を含む)
- 県内観光施設への周遊促進3億4,500万円
(県内観光バス等交通手段を組み込んだ団体宿泊プランの造成支援)
- オンライン海外販路開拓支援事業2,000万円
(オンラインマッチングサイトへの出展の経費を補助)
- 地域公共交通新型コロナウイルス対策事業2億550万円
(鉄道、バス、タクシー、船の運行確保にむけた取組に支援)



貸付枠の拡大、観光業への支援、未来へつなげる雇用の創出
県産農畜水産物の消費推進、公共交通の確保

(3) 生活支援

46億5,972万円

- 私立高等学校等特別修学補助金(授業料減免措置に対する助成)1,714万円
- 新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業1億3,443万円
(妊婦の分娩前のPCR検査費用への助成など) (緊急雇用を含む)
- 生活福祉資金貸付金補助43億6,700万円
(収入減収の個人に対する緊急貸付原資の補助)
- 子ども応援事業(ひとり親家庭等の子どもの生活支援)1,000万円



ひとり親への生活支援対策、妊産婦への対策強化

(4) 学びの機会の確保

13億1,218万円

- 教員加配(最終学年の学習対応)2億3,802万円
(最終学年の年度内完了のために少人数指導の実施)
- 部活動応援事業(生徒の部活動の集大成の機会となる取組みへの支援)1,857万円
- 県立学校ICT環境整備事業(県立学校のインターネット回線の高速化)1億993万円
- 学校教育活動再開への支援9億2,589万円
(非常勤講師任用、スクールサポートスタッフの配置等の人員体制強化)



子どもたちの学びの保障を支援、代替大会への支援

自民党が
特設サイトを
開設!

新型コロナウイルスにともなう
あなたが使える緊急支援

個人から企業まで一人ひとりの立場に応じた政府の主な支援策を紹介

URL <https://www.jimin.jp/covid19/>

